

松山市立小学校水泳指導等業務委託(債務負担行為) 仕様書

1. 目的

本契約は、松山市立小学校の体育科における水泳指導等を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的として本業務を委託するものである。

2. 対象学校 (2024.10.1 基準)

学校名	所在地	人数
松山市立番町小学校	松山市二番町四丁目6番地1	328人

※年度毎に人数の増減あり

3. 履行場所

市長が指示する場所

4. 履行期間

契約締結日～令和10年3月31日

上記、期間において、5.水泳授業指導及び6.放課後水泳練習指導ごとに指導日時、学年の割り振り等について、契約締結後に、当該校と協議のうえ決定すること。

5. 水泳授業指導

学習指導要領に基づき教員が実施する水泳授業を、民間施設で民間の補助員と共に、実施するもの。

・実施期間:令和7年度から令和9年度の「年度毎に」5月1日～10月31日まで(夏季休業日を除く)

※上記期間に実施が難しい場合は、契約締結後、当該校と協議のうえ、年度内に下記実施回数を終えるよう実施すること。

・水泳授業実施回数

1単位時間を45分とし、下記のとおり実施すること。

普通学級:年間10単位時間(2単位時間×5回)／学級

特別支援学級:年間6単位時間(2単位時間×3回)／学級

※1回の授業は2単位時間と前後の休憩時間を含む110分を実施時間とする。

※1回の授業あたり、2学級(児童60名以内)で学級担任等の教職員2～3名で実施する。

※1学年の児童、クラス数に関しては、【別添】を参照

・移動時間等も含めた実施時間は、8:25～15:15のうち110分を上限とし、下記の目安のとおり行うこと。

実施時間:110分(契約締結後、当該校と協議のうえ決定)

移動時間:片道15分以内(乗降含む)

着替時間:授業前後各15分程度

授業時間:50分以上

・2学級または学年単位での水泳授業指導を基本(各学年5回×6学年)とし、25メートルプールにおける1レーンあたりの指導児童数は15～20名程度とする。

ただし、1レーンを分割して実施する等の場合は契約締結後、当該校と受託者で協議のうえ設定する。

- ・特別支援学級の水泳授業指導は、普通学級の実施日にあわせて行うこと。
- ・学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合については、当該校と受託者で代替日を調整し、年間で各学年5回(特別支援学級は3回)の水泳授業指導を実施すること。その場合のキャンセル料等は発生しない。
- ・上記理由により、予定していた水泳授業の実施が不可となった場合に発生する諸費用は、受託者の負担とする。
- ・水泳授業指導運営にかかる諸費用は、受託者が負担すること。

## 6. 放課後水泳練習指導

小学校総合体育大会(水泳の部)に向けた放課後の水泳練習を、民間施設で民間の補助員と共に、水泳練習指導を実施するもの。参加する児童は、希望者を募り当該校が取りまとめる。

- ・実施期間:令和7年度から令和9年度の「年度毎に」5月1日～令和7年7月21日(市総体前日) 予定。  
※年度により、市総体の実施日は変わるが、おおむね同期間を想定している。
- ・実施日については、契約締結後、当該校と受託者で協議のうえ決定すること。
- ・放課後水泳練習実施回数 12回  
※1回の練習あたり、児童30～40名で教職員1～2名で実施する。
- ・移動時間等も含めた実施時間は15:30～17:15の105分を上限とし、下記の目安のとおり行うこと。  
実施時間:105分(契約締結後、当該校と協議のうえ決定)  
移動時間:片道15分以内(乗降含む)  
着替時間:練習前後各15分程度  
練習時間:45分以上
- ・25メートルプールにおける1レーンあたりの指導児童数は20～30名程度とする。  
ただし、1レーンを分割して実施する等の場合は契約締結後、当該校と受託者で協議のうえ設定する。
- ・学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって放課後水泳練習の実施が不可となった場合については、当該校と受託者で代替日を調整し、実施期間に12回の放課後水泳練習指導を実施すること。その場合のキャンセル料等は発生しない。
- ・上記理由により、予定していた放課後水泳練習の実施が不可となった場合に発生する諸費用は、受託者の負担とする。
- ・放課後水泳練習指導運営にかかる諸費用は、受託者が負担すること。

## 7. 施設

### (1)場所

水泳授業指導及び放課後水泳練習指導の時間は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること。

### (2)プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。

### (3)その他の施設等

#### ①保健施設

体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

AED が緊急時にすぐに使える場所(プールサイド等)に設置されていること。

## ②更衣室

男女別の更衣施設があること。利用時に一般利用者と区別するなど配慮すること。

## ③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保の為にシャワー施設があること。

## ④空調施設等

更衣室、プール室の気温および水温は、気候、熱中症対策、児童の健康に留意した安全な水泳授業指導及び放課後水泳練習指導が実施できる適正温度を保ち、調節が可能であること。

## ⑤管理体制

施設を安全に利用できるよう、監視員の配置など適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

## 8. 移動

- ・支援児童を含む全児童及び教職員の移動ができるよう、受託者がバス等を確保し、送迎を行うこと。
- ・バス等での移動が困難な支援児童に対しては、契約締結後、当該校と受託者で協議のうえ適切な対応を行うこと。
- ・当該校から、民間施設まで、全児童、教職員が安全に乗り降りできる場所を確保し、最も安全なルートで送迎すること。マイクロバス利用時については、校内運動場での乗降を想定すること。
- ・受託者は、バス等降車時は、バス等に児童の置き去りが無いよう対策を講じること。

## 9. その他

### (1)指導方針

- ・学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。
- ・指導内容は、「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編」の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に、契約締結後、当該校と受託者で協議の上、決定すること。

### (2)責任の所在

移動及び指導にあたっては、安全第一とし、事故防止に努めること。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、以下の場合には、受託者が責任を負うこと。

- ①指導中において、受託者の重過失により事故が発生した場合。
- ②移動のためのバス等で交通事故等が発生した場合。
- ③移動のためのバス等内で児童の置き去りが発生した場合。

### (3)指導の流れ

#### ①指導内容等打ち合わせ

- ・契約締結後、当該校と受託者は、移動及び指導に関して事前に十分な打ち合わせを行うこととする。
- ・受託者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、教員の評価を支援すること。

#### ②実施

- ・受託者は水泳授業指導の際、児童15～20名につき補助員1名を配置し、教職員と協力し水泳授業指導にあたること。
- ・受託者は放課後水泳練習指導の際、補助員を1名以上配置し、教職員と協力し水泳練習指導にあ

たること。

- ・補助員は、教職員と連携し、児童一人ひとりの実態に合ったきめ細かで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。

### ③報告

- ・受託者は、契約締結後、速やかに当該校と受託者で打ち合わせの上、スケジュール等を記載した実施計画書等を提出すること。
- ・当該校と受託者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたった教職員・補助員、指導内容、児童の健康の状況等を記録すること。
- ・受託者は、業務終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。
- ・当該校が、自校のホームページに授業の様子等を掲載することを許諾すること。

(4)本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び発注者の協議により定めるものとする。